



**御浜町で住宅を取得すると  
12年間で最大120万円相当を支援します**

これから御浜町内に住宅の新築や中古住宅の購入等を考えている町内の方はもちろん、御浜町内にお住まいの方も対象になります。

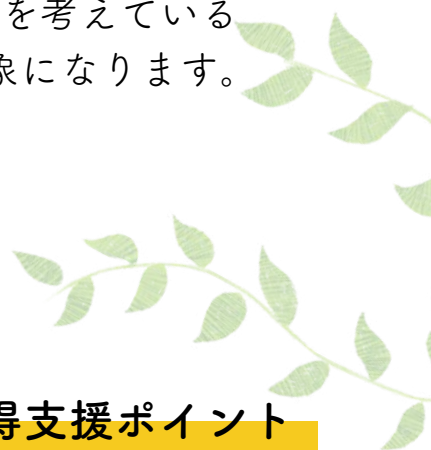
**2つのお得な制度**

**マイホーム取得支援援助金**

取得する住宅とその敷地にかかる固定資産税相当額を11年間支給。  
※年10万円を上限として、11年間で最大110万円を支給します。

**マイホーム取得支援ポイント**

住宅の取得時に10万円相当のKii Cardポイントを支給。  
※カードポイントは食料品、生活用品の購入や飲食に使えます。



# 住宅取得から補助金交付までのおおまかな流れ

取得された年

住宅の取得（登記）

①ポイントの申請  
※取得から1年以内

→付与決定通知書の送付（※1）

②請求書提出  
③役場窓口でポイント受取り

（※1.2）審査の結果、ポイントの付与及び補助金の交付を受けられない場合もあります。

取得された翌年度

（初めて固定資産税を課税された年）以降

固定資産税納付  
※最終納期11月末

①補助金の申請  
※1月4日～末日の間

→交付決定通知書の送付（※2）

②請求書提出 ※口座振り込み  
③補助金の受取り

## こんな方が対象です。

■新築住宅（建売住宅を含みます。）

■中古住宅（耐震基準を満たしている住宅に限ります。住宅取得後に耐震改修などにより耐震基準を満たした場合でも対象とはなりません。）

※所有者が自ら移住する住宅に限ります。

※賃貸住宅は対象外です。店舗併用住宅等は、住居部分のみが対象です。

※所有権保存登記又は移転登記が完了している必要があります。

※敷地（土地）と家屋の所有権が異なる場合、土地の固定資産税相当額は対象外となります。

■平成29年1月2日から令和7年1月1日までに住宅を取得（新築等）した人

■御浜町に12年以上継続して、定住することを誓約する人

※年齢制限、所得制限はありません。※この他にも対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ：御浜町役場企画課

☎ 05979-3-0507

📠 05979-2-3502

✉ m-kikaku@town.mihama.mie.jp